

掛川市立すこやかこども園給食業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

掛川市立すこやかこども園の給食業務委託に際し、下記のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行う。

本実施要領は、給食業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものである。

2 業務の目的

本業務は、市立すこやかこども園の給食調理等業務を外部委託することにより、常に安定した人員配置を確保し、給食の栄養管理や衛生管理体制の向上を図るものである。また、民間企業の専門的かつ高度な技術・知識を活用し、食物アレルギーや食中毒などの事故防止を徹底するものである。

業務の実施にあたっては、「安全安心な給食を、より安定して提供する」体制を構築し、十分な経験と衛生管理面でのノウハウを持つ現場責任者を中心とした有能な人材を配置するものである。さらに、関係法令を遵守し、現代の衛生基準に基づいた適正かつバランスの取れた栄養を確保した給食を提供し、こどもたちの健康と成長を支えるものである。また、安定した給食運営を維持しつつ、一定の経費でより質の高い給食を提供する効率的な業務体制を構築するため、プロポーザル方式(※)により契約候補者を選定するものである。

※最も優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

令和 8 年度～令和 11 年度 すこやかこども園施設管理運営事業（債務負担行為）
掛川市立すこやかこども園給食業務委託

(2) 履行場所

掛川市立すこやかこども園 掛川市宮脇二丁目 6 番地の 1

(3) 施設の概要

- ① 敷地面積 6,793.90㎡
- ② 屋外遊戯場 2,036.56㎡
- ③ 建築面積 2,593.28㎡
- ④ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階建（1 階、中 2 階、2 階）
- ⑤ 開設年度 平成 15 年度

(4) 厨房室の概要

- ① 厨房面積 約 148㎡
- ② 設備部門 厨房部門：検収室・下処理室・調理室・洗浄室・食品庫・ワゴンプール
管理部門：事務室・便所
- ③ 調理数 平均約 300 食／日、71,182 食／年（令和 6 年度実績）
- ④ 給食日数 月～金曜日 242 日、土曜日 50 日（令和 6 年度実績）

4 委託期間

本業務の委託期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までとする。
ただし、給食提供業務の開始は、令和 8 年 10 月 1 日とする。

5 提案限度額

契約上限額 104,072 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

本上限額は、契約金額の上限を示すものであり、本市とこの金額での契約を約束するものではない。

各年度の契約上限額

令和 8 年度（6/1～）	16,752 千円
令和 9 年度	33,444 千円

令和10年度	35,304千円
令和11年度（～9/30）	18,572千円

6 業務の内容及び責任分担

別紙「掛川市立すこやかこども園給食業務委託 公募仕様書」のとおり

7 参加条件等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに申請できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

なお、申請書が承認されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで、有資格者としては取り扱わないこととする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有する、法人又はその他の団体（以下「団体」という。）であること。

イ 掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格登録業者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の一般競争入札の参加を制限されている団体でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生の手続きをしている団体でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。代表者及び役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である、もしくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を雇用又は暴力団員が経営に関与している団体でないこと。

カ 国税及び地方税を滞納していない団体であること。

キ 掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱（平成18年9月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ク 静岡県内に本社、支社、事業所又は活動拠点のいずれかを有していること。

ケ 静岡県西部において、認定こども園もしくは保育所等の給食調理もしくは学校給食施設での受託実績を有し、かつ現在も該当する施設で調理業務を行っていること。

(2) 人員配置

給食業務に必要な人員配置を確実に行うこと。

8 委託業務における配慮事項

調理等の業務を担う者の選定については、地元労働力の活用に配慮するとともに、現在、すこやかこども園で従事している調理職員のうち、引き続き雇用を希望する者の優先的な雇用に、可能な限り努めること。

9 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 募集要領の配布 | 令和8年3月5日（木）～令和8年4月2日（木） |
| (2) 現地見学会の受付 | 令和8年3月5日（木）～令和8年3月12日（木） |
| (3) 現地見学会（当日） | 令和8年3月13日（金） |
| (4) 質問の受付 | 令和8年3月13日（金）～令和8年3月19日（木）午後4時まで |
| (5) 質問の回答 | 令和8年3月26日（木） |
| (6) 参加申込の受付 | 令和8年4月2日（木）まで |
| (7) 提案書の受付 | 令和8年4月10日（金）～令和8年4月13日（月） |
| (8) 選定委員会の開催 | 令和8年4月22日（水）又は4月27日（月）予定 |
| (9) 結果の通知 | 令和8年5月1日（金）までに |
| (10) 契約の締結 | 令和8年6月1日（月） |
| (11) 調理業務の開始 | 令和8年10月1日（木） |

10 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和8年3月5日（木）から令和8年4月2日（木）まで

(2) 配布方法

掛川市ホームページからダウンロードすること。郵送での配布は行わない。

11 説明会および現地見学会の開催

実施要領や仕様書についての説明会および厨房の現地見学会を以下のとおり実施する。

(1) 開催日程

説明会・現地見学会ともに、令和8年3月13日（金）

説明会は午後1時30分から、現地見学会は午後2時30分から開始する。

(2) 開催会場

掛川市立すこやかこども園 2階会議室および厨房

(3) 申込方法

参加を希望する場合は、現地見学会参加申込書（様式第1号）に記入の上、掛川市こども保育支援課こども育成支援係へ持参、郵送又は電子メールにより送付すること（アドレスは末尾記載のとおり）。なお、参加可能人数は1事業者あたり2人までとする。

(4) 申込期間

令和8年3月5日（木）から令和8年3月12日（木）まで

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）

※ 郵送の場合は、令和8年3月12日（木）午後5時必着とする。

(5) その他

調理場立ち入りの際は、業務用白衣、帽子、マスク、履物等（通常調理場へ入る時と同様の服装）及び保菌検査証を持参すること。

その他説明会の詳細は、説明会参加申込後に連絡する。

なお、見学の際は、あくまでも見学のみとし、当日の質問は受け付けない。

12 質問の受付・回答

(1) 質問方法

質問票（様式第2号）に記入の上、掛川市こども保育支援課こども育成支援係へ電子メールにより送信すること（アドレスは末尾記載のとおり）。質問の際には、送付件名に「【質問】すこやかこども園給食業務委託プロポーザルについて」と明記すること。

※ 質問票の提出時には、必ず電話により確認を行うこと。

※ 質問内容は簡潔な文章とすること。

(2) 受付期間

令和8年3月13日（金）から令和8年3月19日（木）午後4時まで

(3) 回答方法

令和8年3月26日（木）までに、掛川市ホームページで回答を公開する。

(4) その他

この回答により本実施要領等に記載する内容の追加または修正とみなす。

13 プロポーザル参加申込の受付（一次提出）

(1) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

(2) 受付期間

令和8年4月2日（木）午後5時まで

※ 郵送の場合は令和8年4月2日（木）午後5時必着

(3) 受付場所

掛川市こども保育支援課こども育成支援係（市庁舎1階南側）

(4) 提出書類

① プロポーザル参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第3号）

② 参加資格要件確認書兼誓約書（様式第4号）

③ 同種業務実績表（様式第5号）

④ 業務継続体制誓約書（代行体制）（様式第6号）

⑤ 事業者概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

⑥ 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

⑦ 直近1年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、法人市県民税の納税証明書（未納が無いことを証するもの）

- ⑧ 登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの）
- (5) 提出部数
各1部
- (6) その他
参加表明をした申請者の参加資格要件確認は、参加申込書の提出期限である令和8年4月2日（木）を基準に行い、その結果を申請者に通知する。ただし、参加資格承認後から委託事業者が決定するまでの間に、参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

14 プロポーザルへの参加承認及び選定会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、令和8年4月8日（水）までにプロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、選定会の当日案内及び自社名として提出書類に記載する記号（例 A社、B社…）を併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず、プロポーザル参加承認の認否の連絡がない場合は、令和8年4月8日（水）の午後5時までに「26 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

15 提案書の受付（二次提出）

- (1) 提出方法
持参又は郵送にて提出すること。
- (2) 受付期間
令和8年4月10日（金）～4月13日（月）各日午前9時から午後5時まで
※郵送の場合は令和8年4月13日（月）午後5時必着
- (3) 受付場所
掛川市こども保育支援課こども育成支援係（市庁舎1階南側）
- (4) 提出書類および部数
 - ① 企画提案書等提出書（様式第7号） 1部
 - ② 企画提案書（様式は任意だが、注意事項参照） 正本1部 副本8部（副本は写しでも可）
 - ③ 見積書（様式第8号） 1部

なお、様式については掛川市ホームページからダウンロードできる。
- (5) 提出書類の作成要領（不備がある場合は、一切受け付けない。）
企画提案書は、別紙「掛川市立すこやかこども園給食業務委託 公募仕様書」に基づく業務を実施するにあたり、これまでの実績等を踏まえ、以下の1から6までの項目について、具体的な実施手法や体制、提案内容を記載すること。
 - 1 事業者について
 - ① 事業実績について
 - ② 給食業務の考え方について
 - ③ 本市方針への理解度について
 - 2 本業務を安定して行う物的能力及び人的能力について
 - ① 人員配置について
 - ② 人材確保及び人材育成に関する方策について
 - ③ 職員の自己管理に関する方策について
 - 3 安全衛生体制や危機管理体制について
 - ① 衛生管理マニュアルや食中毒および異物混入等対応マニュアルについて
 - ② 食物アレルギー対応や事故防止策について
 - 4 栄養管理について
 - ① 食材の選定に関する方策について
 - ② 献立に関する方策について
 - ③ 食育推進に関する方策について
 - 5 その他提案について
 - ① 園児や保護者、職員の満足度を高める方策について
（例：独自の提案・イベントなど）
 - ② 給食提供開始までの準備計画について
 - 6 価格評価
 - ① 見積価格について（見積書は様式第8号にて提出すること。）
- (6) その他、注意事項
 - ・ 期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

- ・ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ・ 企画提案書は、全体でA4サイズ20ページ以内とし、縦型・横書き・左綴じとし、ページ番号を付すこと。また、印刷する際はA4両面コピーで左端を2か所ホチキス止めすること。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。
- ・ 企画提案書は、正本のみに事業者名を記載し、副本にはプロポーザル参加承認時に通知された記号のみを記載すること。また事業者名が推測されるような表現は避けること。
- ・ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ・ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

16 選定委員会

- (1) 開催日程
令和8年4月22日（水）又は4月27日（月）午後
※ 日程は、参加承認通知時に通知する。
- (2) 開催会場
掛川市役所4階 会議室1－ABC及び会議室4
- (3) 選定委員会の概要
 - ① 審査の順番
審査を行う順番は、参加申込書の受付順とし、参加承認通知時に併せて通知する。
 - ② 審査の流れ
プレゼンテーション（20分）とヒアリング（20分）の40分程度とする。提出した企画提案書の内容に基づき行うこと（当日の追加資料配布は不可）。
 - ③ 出席者
1事業者3人までとする。うち1人は、配置予定の責任者もしくは調理場の運営・立ち上げ等に関わる指導者・支援者（エリア担当者）であること。
 - ④ 準備物
パソコン等を使用する場合は、各自用意すること。プレゼンテーション用として、50インチモニター（HDMI接続）は本市が用意する。
 - ⑤ その他
プレゼンテーションの際には、事業者名を明かしてはならない。

17 業務委託先の選定

- (1) 選定方法
 - ア 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点を獲得した提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、契約候補者からの提案書の内容変更は、原則として認めないものとする。
 - イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。
 - ウ 選定結果の通知
契約候補者選定後、すみやかに市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。
- (2) 選定基準
別紙「掛川市立すこやかこども園給食業務委託 選定評価表」に基づき、提案内容の評価を行う。

18 選定結果の通知

選定結果は、提案者宛に令和8年5月1日（金）までに通知する。
また、審査項目、配点及び選定結果は、市ホームページで公表する。

19 業務委託契約書の締結

選定後、契約候補者と契約条件等について協議調整し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。
なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

20 留意事項

- (1) 申込者が参加表明書を提出した日から契約締結の日までに、次のいずれかに該当した場合は、失格となることがあるので留意すること。
 - ア 提案書等に虚偽の記載があることが発覚したとき。
 - イ 市から指名停止処分を受けたとき。
 - ウ 本プロポーザル実施要領に示す条件に適合しない場合。
 - エ 会社更生法に基づく更生手続きの開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされたとき。
 - オ 担当課および関係する職員に連絡を求めるなど、公平性を害する行為があったと認められたとき。
 - カ その他本プロポーザル実施要領に違反すると認められた場合。
 - キ 申込者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
 - ク 記載すべき事項の全部または一部が記載されていなかったとき。
- (2) 提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提案者に対し、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 提出された書類の内容を変更することはできない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、掛川市情報公開条例（平成17年4月1日条例第15条）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 企画提案書は、1事業者につき1案しか提出できない。
- (8) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲内で複製することがある。
- (9) 提案者は、審査結果に異議を申し立てることができない。
- (10) 提出書類の著作権について
 - ① 著作権
 - ・ 提案書等の著作権は提案者に帰属する。
 - ・ 契約候補者の提案書等について、公表、展示その他本市が必要と認める場合は、市は契約候補者の合意を得た上で提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約候補者以外の企画提案書については、契約候補者の選定に関わる審査以外に使用しない。なお、本提出書類は返却しない。
 - ・ 契約候補者の提案書の著作権については、契約候補者と本市の委託契約を以って本市に帰属するものとする。
 - ② 特許権等
 - ・ 提案内容において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法、運用方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

21 再委託の取り扱い

受託者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、市の許可を得た上で、業務の一部を第三者に委託することができる。

22 損害賠償責任

- (1) 次に掲げる事項に該当し、その結果、市に損害を与えたときは、受託者は、市に損害を賠償しなければならない。
 - ア 故意又は過失により、食中毒の原因となる細菌その他の人体に有害な物質を給食に混入したとき。
 - イ 故意又は過失により、施設備品及び施設設備を損壊、紛失又は遺棄したとき。
 - ウ 故意又は過失により、原材料等を損失したとき。
- (2) 受託者は、調理等業務の実施に当たり、食中毒、事故等の発生時の対応として、生産物賠償責任保険に加入すること。
- (3) 受託者は、市の損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入すること。

23 業務の引き継ぎ等について

契約期間の終了もしくは契約解除により次の受託者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるよう協力すること。

24 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守すること。その他関係する法規、通知がある場合は、それらも遵守すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 掛川市情報公開条例（平成17年条例第15号）
- (4) 掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）
- (5) 掛川市会計規則（平成17年規則第32号）
- (6) 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、食品衛生法、労働基準法等の関係法令、その他関連法規及び関連要綱等

25 受託業務の代行及び保証措置

やむを得ない事情により受託業務の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ代行業者を定めておくこと。受託者の申し出により市が代行の必要性を認めた場合は、代行業務を履行するものとする。

26 問い合わせ・書類提出先

掛川市こども希望部 こども保育支援課 こども育成支援係（市庁舎1階 南側）
〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
電話：0537-21-1205 FAX：0537-21-1163
電子メール：kodomo@city.kakegawa.shizuoka.jp
担当：岩本・矢倉